

令和 3 年度市民税・県民税について

三 木 市

市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、『令和 3 年度市民税・県民税納税通知書』を送付します。
この令和 3 年度市民税・県民税は前年中(令和 2 年 1 月 1 日～12 月 31 日)の所得金額等をもとに算定されています。

1 市民税・県民税が課税される方

- (1) 令和 3 年 1 月 1 日現在三木市内に住所を有する人が納税義務者となります。
令和 3 年 1 月 2 日以降に他の市町村に転出された場合でも、令和 3 年度市民税・県民税は三木市に納めていただきます。
- (2) 令和 3 年 1 月 1 日現在三木市内に事業所・家屋敷を有し(所有権の有無ではない)、一定額以上の所得がある方は、地方税法第 294 条第 1 項第 2 号及び三木市税条例第 23 条第 1 項第 2 号の規定により、三木市内に住所を有していなくても、納税義務者となります。応益性の見地から市民税・県民税均等割(5,800 円)が課税されます。

2 市民税・県民税が課税されない方

- 以下に該当する方には、市民税・県民税は課税されません。
- (1) 均等割も所得割も課税されない方
- a. 前年中において所得を有しなかった方
- b. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- c. 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下の方
- d. 前年の合計所得金額が次の計算により求めた額以下の方
所得 $\leq$ 28 万円 $\times$ (本人+控除対象配偶者+扶養親族数) +10 万円
〔控除対象配偶者又は扶養親族があるときは 168,000 円加算〕
- (2) 所得割の課税されない方
前年の総所得金額等の合計額が次の計算により求めた額以下の方
所得 $\leq$ 35 万円 $\times$ (本人+控除対象配偶者+扶養親族数) +10 万円
〔控除対象配偶者又は扶養親族があるときは 320,000 円加算〕
※上記の扶養親族には、16 歳未満の扶養親族も含まれます。

3 計算方法

市民税・県民税には、市民の皆さまに均等に負担していただく『均等割』と、所得に応じて負担していただく『所得割』があります。令和 3 年度の市民税・県民税は前年中の所得をもとにして次の方式により計算したものです。

① 均等割額(年額)

市民税・・・3,500 円 県民税・・・2,300 円

※東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保のため、平成 26 年度から令和 5 年度までの均等割に 1,000 円(市民税 500 円、県民税 500 円)を加算しています。
※県民税均等割のうち 800 円は、森林や都市の緑の保全・再生のために使われる『県民緑税』です。

② 所得割の税率

				市民税	県民税
総 合 課 税 分				6%	4%
分離課税分	短期譲渡所得	一般分		5.4%	3.6%
		軽減分		3%	2%
	長期譲渡所得	一般分		3%	2%
		特定分	2,000 万円以下の部分	2.4%	1.6%
			2,000 万円超の部分	3%	2%
		軽減分	6,000 万円以下の部分	2.4%	1.6%
			6,000 万円超の部分	3%	2%
		株式等の譲渡所得	一般株式等		3%
	上場株式等		3%	2%	
上場株式等の配当所得等			3%	2%	
先物取引の雑所得等			3%	2%	

③ 税額の計算の仕方

総所得金額－所得控除合計＝課税総所得金額 (1,000 円未満切り捨て)

課税総所得金額 $\times$ 税率＝税額控除前所得割額

税額控除前所得割額－税額控除額＝所得割額

所得割額＋均等割額＝年税額 (100 円未満切り捨て)

《参考 1》給与所得の計算方法

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
から	まで		
550,999 円まで		0 円	
円	円	給与等の収入金額の合計額から 550,000 円を控除した額	
551,000	1,618,999		
1,619,000	1,619,999	1,069,000 円	
1,620,000	1,621,999	1,070,000 円	
1,622,000	1,623,999	1,072,000 円	
1,624,000	1,627,999	1,074,000 円	
1,628,000	1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額：A)	「A $\times$ 2.4+100,000 円」で求めた金額
1,800,000	3,599,999		「A $\times$ 2.8－80,000 円」で求めた金額
3,600,000	6,599,999		「A $\times$ 3.2－440,000 円」で求めた金額
6,600,000	8,499,999	「収入金額 $\times$ 90%－1,100,000 円」で求めた金額	
8,500,000 円以上		「収入金額－1,950,000 円」で求めた金額	

※所得金額調整控除の適用がある場合は、控除後の金額が給与所得になります。

《参考 2》公的年金等にかかる雑所得の計算方法

※計算結果がマイナスの場合、所得金額は 0 円となります。

【65 歳未満の場合：昭和 31 年 1 月 2 日以降に生まれた方】

公的年金等所得の金額			
公的年金等の収入金額の合計額 (A)	公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 (円)		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
1,299,999 円まで	(A) -600,000 円	(A) -500,000 円	(A) -400,000 円
1,300,000 円から 4,099,999 円まで	(A) $\times$ 75% -275,000 円	(A) $\times$ 75% -175,000 円	(A) $\times$ 75% -75,000 円
4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(A) $\times$ 85% -685,000 円	(A) $\times$ 85% -585,000 円	(A) $\times$ 85% -485,000 円
7,700,000 円から 9,999,999 円まで	(A) $\times$ 95% -1,455,000 円	(A) $\times$ 95% -1,355,000 円	(A) $\times$ 95% -1,255,000 円
10,000,000 円以上	(A) -1,955,000 円	(A) -1,855,000 円	(A) -1,755,000 円

【65 歳以上の場合：昭和 31 年 1 月 1 日以前に生まれた方】

公的年金等所得の金額			
公的年金等の収入金額の合計額 (A)	公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 (円)		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
3,299,999 円まで	(A) -1,100,000 円	(A) -1,000,000 円	(A) -900,000 円
3,300,000 円から 4,099,999 円まで	(A) $\times$ 75% -275,000 円	(A) $\times$ 75% -175,000 円	(A) $\times$ 75% -75,000 円
4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(A) $\times$ 85% -685,000 円	(A) $\times$ 85% -585,000 円	(A) $\times$ 85% -485,000 円
7,700,000 円から 9,999,999 円まで	(A) $\times$ 95% -1,455,000 円	(A) $\times$ 95% -1,355,000 円	(A) $\times$ 95% -1,255,000 円
10,000,000 円以上	(A) -1,955,000 円	(A) -1,855,000 円	(A) -1,755,000 円

④ 税額控除

▼ 調整控除額

所得税と市民税・県民税の人的控除の額の差（詳細は【別表 1】をご覧ください）による負担増を調整するため、市民税・県民税で減額します。

- (1) 市民税・県民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の人
- (ア) 人的控除額の差の合計額 } のいずれか少ない金額の 5%
(イ) 市民税・県民税の合計課税所得金額 } (市民税 3%、県民税 2%)
- (2) 市民税・県民税の合計課税所得金額が 200 万円超の人
〔人的控除額の差の合計額－(市民税・県民税の合計課税所得金額－200 万円)〕 $\times$ 5% (市民税 3%、県民税 2%)
ただし、この額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円になります。
※合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は適用されません。

▼ 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン特別控除)

●対象者

平成 21 年～令和 3 年中の入居者で、所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受けており、所得税において控除しきれなかった金額がある人。

●控除される額 【控除割合 市民税 3:県民税 2】

次のいずれか少ない額が控除されます。ただし、居住年が平成 26 年 4 月から令和 3 年までであって、特定取得（住宅の取得等の額に含まれる消費税額等が 8%又は 10%である場合）に該当する場合には、「5%」を「7%」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した額となります。

- (1) 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額
- (2) 所得税の課税される所得金額等 $\times$ 5% (最高 97,500 円)

▼ **寄附金税額控除**

●対象となる寄附金

- (１) 都道府県又は市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)
*「ふるさと納税」として被災地の県や市町村に直接寄附する場合や、日本赤十字社や中央共同募金会、日本政府などに義援金として寄附した場合も対象となります。
- (２) 兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部に対する寄附金
- (３) 兵庫県が条例で指定した認定ＮＰＯ法人等に対する寄附金
(県民税のみ対象。市民税は対象外。)
※新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術・スポーツイベントが中止等された場合で、チケットの払い戻しを受けない場合も、寄附金税額控除の対象になる場合があります。

●税額控除額の計算方法【控除割合 市民税３：県民税２】

- ㊦、㊧、㊨の合計額が市民税・県民税の所得割額から減額されます。
(控除対象寄附金額は総所得金額等の 30%が上限)
- ㊦ 基本控除額：(寄附金額－2 千円) ×10%
- ㊧ 特例控除額：都道府県又は市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)のみ適用
(寄附金額－2 千円) ×≪下表≫の該当する割合
(市民税・県民税所得割額の 20%が上限)
- ㊨ 申告特例控除額：ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合に加算
特例控除額×≪下表≫の該当する加算割合

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合	加算割合
0 円以上 195 万円以下	84. 895%	5. 105／84. 895
195 万円を超え 330 万円以下	79. 79%	10. 21／79. 79
330 万円を超え 695 万円以下	69. 58%	20. 42／69. 58
695 万円を超え 900 万円以下	66. 517%	23. 483／66. 517
900 万円を超え 1, 800 万円以下	56. 307%	33. 693/56. 307
1, 800 万円を超え 4, 000 万円以下	49. 16%	
4, 000 万円超	44. 055%	
0 円未満 (課税山林・退職所得金額を有しない場合)	90%	—
0 円未満 (課税山林・退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合	

※ふるさと納税ワンストップ特例制度の注意点

確定申告書又は住民税申告を提出した場合や5 を超える地方団体に申告特例の申請を行った場合等は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされますので、確定申告等で寄附金控除の申告が必要です。

▼ **配当控除**

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額が控除されます。

配当所得の種類		※	市民税	県民税
剰余金の配当等に係る配当所得		①	1. 6%	1. 2%
		②	0. 8%	0. 6%
特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得	外貨建等証券投資信託以外	①	0. 8%	0. 6%
		②	0. 4%	0. 3%
	外貨建等証券投資信託	①	0. 4%	0. 3%
		②	0. 2%	0. 15%

- ※①課税所得金額が 1, 000 万円以下の部分
②課税所得金額が 1, 000 万円超の部分

▼ **配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額**

特定配当及び特定株式等譲渡所得金額について申告した場合に、以下の割合で所得割から配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

なお、所得割額から控除することができなかった配当割額・株式等譲渡所得割額があった場合、当該金額は個人の市民税・県民税に充当されます。また、充当することができなかった場合は、別途還付等されます。

《参考》上場株式等に係る配当所得の申告分離課税

上場株式に係る配当所得について、総合課税方式と申告分離課税方式が選べます。

▼ **総合課税方式**の特徴

- ・ 配当控除がある
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算不可
- ・ 税率は市民税・県民税 10%、所得税は 5～45%

▼ **申告分離課税方式**の特徴

- ・ 配当控除がない
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算可
- ・ 税率は市民税・県民税 5%、所得税 15%

※いずれの場合も所得税には、復興特別所得税(基準所得税額×2. 1%)が加算されます。

4 納税について

<納税の方法>

市民税・県民税の納税方法には、『給与からの特別徴収』、『公的年金からの特別徴収』及び『普通徴収』の 3 種類があります。

▽『給与からの特別徴収』……令和 3 年 6 月～令和 4 年 5 月までの 12 回に分けて事業主が毎月の給与から差し引いて、市役所に納める方法です。

▽『公的年金からの特別徴収』……年金に係る市民税・県民税を年金から差し引いて、三木市に納める方法です。

◆ **すでに年金特別徴収の方(特別徴収 2 年目以降)**

月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
	【仮徴収】			【本徴収】		
徴収方法	特別徴収（年金からの天引き）					
税額	すでに通知している納付額			令和 3 年度の税額から 4～8 月に 徴収した税額を引いた額の 1/3 ずつ		

◆ **令和 3 年 10 月から年金特別徴収となる方(特別徴収初年度)**

期・月	第 1 期	第 2 期	10 月	12 月	2 月
徴収方法	普通徴収(納付書等)		特別徴収(年金からの天引き)		
税額	年税額の 1/4 ずつ		年税額の 1/6 ずつ		

(１) 公的年金からの特別徴収の対象者

前年中に公的年金等の支払を受けた方のうち、当該年度の初日において公的年金等を受給されている 65 歳以上の方。ただし、いずれかに該当する方は対象外となります。

- ・介護保険料が公的年金から特別徴収されていない方
- ・特別徴収される公的年金の年間給付額が 18 万円未満の方
- ・特別徴収される市民税・県民税が公的年金から引ききれない方

(２) 市外に転出された方の特別徴収

次のとおり、転出時期に応じて公的年金からの特別徴収を継続します。

転出時期	公的年金からの特別徴収
1/1～3/31	転出された年度の翌年度の仮徴収(8 月)まで継続 本徴収は停止するので、第 3・4 期の普通徴収により納付
4/1～12/31	転出された年度の特別徴収(翌年の 2 月)まで継続

(３) 公的年金からの特別徴収税額が変更になった方

年度途中に公的年金からの特別徴収税額が変更になった場合であっても、一定の要件の下、公的年金からの特別徴収が継続になります。

☆年金特別徴収の徴収方法の注意事項

- ・税額が前年度よりも減額になり、仮徴収で年税額を完納できる場合等は仮徴収の金額で徴収し、過払い分につきましては後日還付します。
- ・年度途中で年金特別徴収が停止になった場合や、本年度の本徴収額がない場合、翌年度の市民税・県民税の徴収方法は、上記特別徴収初年度と同様の方法となります。

▼ **公的年金からの特別徴収の対象となる税額**

65 歳未満の方

◆ **給与と公的年金がある方**

市民税・県民税を給与から天引きされている方の公的年金等に係る税額は、原則給与からの特別徴収となります。

なお、給与所得と年金所得がある方(65 歳未満)で、3 月 15 日までの確定申告又は 4 月 15 日までの市・県民税申告にて市民税・県民税の納付方法を普通徴収に選択されている場合、公的年金等に係る税額は、個人納付(普通徴収)となります。

65 歳以上の方

◆ **給与と公的年金がある方**

公的年金等に係る税額は、年金から特別徴収となります。給与所得に係る税額は、給与からの特別徴収又は個人納付(普通徴収)となります。

◆ **公的年金とは別に、給与以外の所得がある方**

公的年金等に係る税額は年金から特別徴収となります。給与以外の所得に係る税額は、個人納付(普通徴収)となります。

▽『普通徴収』……納付書等で、6 月末・8 月末・10 月末・1 月末の 4 回に分けて金融機関等で納める方法です。

現在、『普通徴収』で会社勤めの方は、『給与からの特別徴収』に変更することができます。その場合、納税通知書を勤務先の給与担当者に提示し、給与担当者を通じて、税務課へご連絡ください。ただし、65 歳以上の方の公的年金所得に係る税額については、給与からの特別徴収を行うことはできません。

5 勤務先を退職等された方へ

会社等に勤務されている人の市民税・県民税は、本来 6 月から翌年 5 月までの 12 回に分けて毎月の給料から差し引かれ、事業主が三木市へ納付することになっています【給与からの特別徴収】。この間に退職等の理由により、勤務先の給与から市民税・県民税を差し引くことができなくなった場合は、未納額を個人が納付書等で納付していただくこととなります【普通徴収】。なお、普通徴収の納期は 4 回(6 月末・8 月末・10 月末・1 月末)に分かれており、退職月の翌月以降に到来する納期において、未納額を納付していただきます。

(例) 年税額 240, 000 円の方が 8 月末で退職した場合は、第 3 期・4 期の 2 回で未納額 180, 000 円を納付していただきます。

【特別徴収：8 月末退職のため、9 月以降、給与から特別徴収ができない】

徴収済額			未納額								
6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
2 万円	2 万円	2 万円	2 万円	2 万円	2 万円	2 万円	2 万円	2 万円	2 万円	2 万円	2 万円
6 万円			18 万円								
【退職後：納付書等で納付する額】											
期		第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期			
納付額		—		—		9 万円		9 万円			
納期限		6 月末		8 月末		10 月末		1 月末			

6 令和3年度税制改正について

(1) 給与所得控除の見直し

- ・控除額が一律 10 万円引き下げられます。
- ・給与収入金額 850 万円を超える方の控除額が、195 万円になります。

(2) 公的年金等控除の見直し

- ・控除額が一律 10 万円引き下げられます。
- ・公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合に、控除額の上限（195 万 5 千円）が設けられます。
- ・公的年金等に係る雑所得以外に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える場合、控除額がさらに引き下げられます。

(3) 基礎控除の見直し

- ・基礎控除額が 10 万円引き上げられます。
- ・合計所得金額が 2,400 万円を超えると控除額が逡減し、2,500 万円を超えると基礎控除は適用されなくなります。

(4) 所得控除の適用要件の見直し

- ・扶養控除等を適用するための合計所得金額要件が 10 万円引き上げられます。同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額：38 万円以下→48 万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額：38 万円超→48 万円超
123 万円以下→133 万円以下
勤労学生控除の合計所得金額：65 万円以下→75 万円以下

(5) 「寡婦・寡夫控除」の見直し及び「ひとり親控除」の創設

- ① 婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等が 48 万円以下)を有する単身者(合計所得金額 500 万円以下)については「ひとり親控除」の対象になります。
- ② ①に該当しない場合でも、以下の一定の要件に該当する寡婦については引き続き「寡婦控除」の対象になります。

【ひとり親控除・寡婦控除の判定と控除額】

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親
合計所得			500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下
扶養親族	有	子	30 万円	-	30 万円	-	30 万円
		子以外	26 万円	-	26 万円	-	-
	無		26 万円	-	-	-	-

本人が女性

寡婦控除

ひとり親控除

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親
合計所得			500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下
扶養親族	有	子	30 万円	-	30 万円	-	30 万円
		子以外	-	-	-	-	-
	無		-	-	-	-	-

本人が男性

(6) 所得金額調整控除の創設

- ① 給与収入が 850 万円を超え本人が特別障害者に該当、又は 23 歳未満の扶養親族がいる、又は特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる場合、所得金額調整控除が適用されます。

【所得金額調整控除＝(給与収入-850 万円)×0.1】

※給与収入が 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円として計算します。

- ② 給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が 10 万円を超える場合、所得金額調整控除が適用されます。

【所得金額調整控除＝給与所得＋公的年金に係る雑所得-10 万円】

※給与所得・公的年金に係る雑所得がそれぞれ 10 万円を超える場合はそれぞれ 10 万円として計算します。

※①②の両方に該当する場合、①の控除後に②を控除します。

7 一般的なご質問等

Q 1 今は、三木市に住んでいないのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 1 市民税・県民税は、1 月 1 日現在居住している市町村で、その年度分が課税されます。このため 1 月 2 日以降に三木市から他の市町村に転出された場合も、今年度の市民税・県民税は三木市で課税されます。新しい住所地の市町村では、翌年度から課税されます。

Q 2 年金から特別徴収(天引き)するかどうかを、選択することができますか？

A 2 本人による選択は認められていません。地方税法により、市民税・県民税が課税される年度の 4 月 1 日現在 65 歳以上の方の公的年金所得に係る市民税・県民税については、特別徴収の方法によって徴収するものとされています(特別徴収される公的年金受給額が年額 18 万円未満である場合等は除く)。しかし次のような場合、公的年金からの特別徴収が中止されます。

- ・死亡した場合
- ・年度途中で公的年金所得に係る所得割額、均等割額の合計額に変更があった場合
- ・既に特別徴収により仮徴収された金額が、その年度の税額を上回った場合
ただし、特別徴収税額に変更があった場合は、一定の要件の下、公的年金からの特別徴収が継続となります。

なお、特別徴収されなかった残りの税額については、普通徴収により納付していただくことになります。また、年度途中で公的年金からの特別徴収が中止された場合、年金からの特別徴収は翌年度 10 月年金支給分から再開されます。

Q 3 本人は死亡しているのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 3 納税義務者であるかどうかは、その年度の 1 月 1 日時点で判断します。納税義務者が 1 月 2 日以降に死亡された場合、納税義務は消滅するのではなく、その方の相続人に継承されます。

Q 4 去年は働いていましたが、現在は無職なのに納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 4 今年度の市民税・県民税は前年中の所得に対して課税されます。そのため、現在無職であっても納付していただくことになります。

Q 5 配偶者のパート収入が 103 万円以下なら税金はかからないのですか？

A 5 所得税は課税されませんが、市民税・県民税は課税されます。市民税・県民税が課税されない所得の基準額は 38 万円以下なので、収入として 93 万円を超えると市民税・県民税が課税されることになります。
なお、扶養控除は収入が 103 万円を超えると受けることができません。

《参考》

配偶者の パート収入	納税義務者の 配偶者控除	納税義務者の 配偶者特別控除	配偶者自身の税金	
			市民税・県民税	
			所得割	均等割
93 万円以下	受けられる	受けられない	かからない	かからない
93 万円超 100 万円以下				かかる
100 万円超 103 万円以下			かかる	
103 万円超 201 万 6 千円未満	受けられない	受けられる		かかる
201 万 6 千円以上	受けられない	受けられない		

Q 6 公的年金が 400 万円以下の収入しかないため、確定申告をしませんでしたが、昨年と比べて税金が高いのですが…？

A 6 公的年金の源泉徴収票に記載されていること以外で控除に追加するものがある場合(生命保険料控除等)、公的年金収入が 400 万円以下のため確定申告が不要の方であっても、市民税・県民税の申告をしていただくと、市民税・県民税が安くなる可能性があります。

Q 7 私は 65 歳で公的年金所得と不動産所得があります。公的年金からの特別徴収が始まりますが、不動産所得に係る税額も含めて公的年金から市民税・県民税を天引きしてもらえますのですか？

A 7 公的年金から天引きできる市民税・県民税は公的年金所得に係る税額のためのため、不動産所得に係る市民税・県民税は、引き続き納付書等で納付をお願いします。

Q 8 納税通知書に記載されている公的年金からの特別徴収税額よりも、実際に年金から特別徴収されている税額が多いです。なぜですか？

A 8 4 月、6 月、8 月に特別徴収されることを仮徴収といい、前年度分の年税額の 1/6 ずつが特別徴収されます。しかし、仮徴収された合計税額が、所得控除額の増加や所得の減少等の理由から、本年度の公的年金分に係る市民税・県民税の年税額より、上回ってしまう場合があります。
特別徴収された過納金については、特別徴収された翌月下旬頃に還付(充当)通知書を送付します。

① 6 月までの仮徴収税額で年税額を上回る場合

税額が決定する 6 月に厚生労働大臣等の年金保険者に対して特別徴収の停止の通知を行います。そのため、税額の決定前となる 4 月、6 月は前年度分の年税額の 1/6 ずつが特別徴収され、8 月から特別徴収が停止されます。

② 8 月の特別徴収税額が前年度分の年税額の 1/6 の額より少ない場合

仮徴収の金額を年度途中に変更することができないため、4 月、6 月、8 月ともに前年度分の年税額の 1/6 ずつが特別徴収されます。

8 市民税・県民税の減免制度

非自発的失業(会社の倒産等)により、市民税・県民税の全額負担が困難な場合は、申請によって減免を受けられる場合があります。ただし、以下の条件を全て満たし、納期限の 7 日前までに申請を行う必要があります。

- ① 申請時において、3 ヶ月以上無職の状態が継続している方
- ② 預貯金が一定以下
- ③ 前年の合計所得金額が一定以下

【申請時にご持参いただくもの】

(1) 印鑑(認印) (2) 市民税・県民税納税通知書 (3) 雇用保険受給資格者証

※決定には預貯金照会を行いますので、2~3 ヶ月ほど時間がかかります。

決定までに納期限が到来する市民税・県民税に関しては、納付をお願いします。

※疾病等により 3 ヶ月以上の就労が困難な場合も、減免を受けられる場合があります。詳細は三木市税務課までお尋ねください。

9 市民税・県民税と所得税の所得控除額一覧表

所得控除		市民税・県民税						所得税																	
雑損控除		差引損失額-総所得金額等の合計額×10％＝A 差引金額損失額のうち災害関連支出の金額-5万円＝B A又はBのいずれか多い方の金額 ※差引損失額＝損失金額-保険金等で補てんされる金額						市民税・県民税に同じ																	
医療費控除		・支払った医療費の金額-保険金等で補てんされる金額-(「10万円」と「総所得金額等の合計額×5％」とのいずれか少ない方の金額)※限度額は200万円 ・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を選択する場合、特定一般用医薬品等購入費-1万2千円※限度額8万8千円						市民税・県民税に同じ																	
社会保険料控除		支払った社会保険料の合計額						市民税・県民税に同じ																	
小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度等に基づいて、支払った掛金の金額						市民税・県民税に同じ																	
生命保険料控除		次の①～③について(1)又は(2)で計算した金額の合計額(最高7万円) ①一般生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料 (1)新制度…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等						次の①～③について(1)又は(2)で計算した金額の合計額(最高12万円) ①一般生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料 (1)新制度…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等																	
		年間の支払保険料等			控除額			年間の支払保険料等			控除額														
		12,000円以下			支払保険料等の全額			20,000円以下			支払保険料等の全額														
		12,000円超 32,000円以下			支払保険料等×1/2+6,000円			20,000円超 40,000円以下			支払保険料等×1/2+10,000円														
		32,000円超 56,000円以下			支払保険料等×1/4+14,000円			40,000円超 80,000円以下			支払保険料等×1/4+20,000円														
		56,000円超			一律28,000円			80,000円超			一律40,000円														
		(2)旧制度…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等						(2)旧制度…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等																	
		年間の支払保険料等			控除額			年間の支払保険料等			控除額														
		15,000円以下			支払保険料等の全額			25,000円以下			支払保険料等の全額														
		15,000円超 40,000円以下			支払保険料等×1/2+7,500円			25,000円超 50,000円以下			支払保険料等×1/2+12,500円														
		40,000円超 70,000円以下			支払保険料等×1/4+17,500円			50,000円超 100,000円以下			支払保険料等×1/4+25,000円														
		70,000円超			一律35,000円			100,000円超			一律50,000円														
地震保険料控除		※介護医療保険料控除は、新制度のみです。 ※新制度と旧制度の両方について控除を受ける場合は、(1)と(2)の各々で計算した金額の合計額となります。(上限28,000円)						※介護医療保険料控除は、新制度のみです。 ※新制度と旧制度の両方について控除を受ける場合は(1)と(2)の各々で計算した金額の合計額となります。(上限40,000円)																	
		次の算式により計算した(1)と(2)の合計額(最高2万5千円) (1)地震保険契約の支払保険料 ①50,000円以下の場合……………支払保険料の50％ ②50,000円を超える場合……………25,000円 (2)旧長期損害保険契約の支払保険料 ①5,000円以下の場合……………支払保険料の全額 ②5,000円を超え15,000円以下の場合…支払保険料×50％+2,500円 ③15,000円を超える場合……………10,000円						次の算式により計算した(1)と(2)の合計額(最高5万円) (1)地震保険契約の支払保険料 ①50,000円以下の場合……………支払保険料の全額 ②50,000円を超える場合……………50,000円 (2)旧長期損害保険契約の支払保険料 ①10,000円以下の場合……………支払保険料の全額 ②10,000円を超え20,000円以下の場合…支払保険料×50％+5,000円 ③20,000円を超える場合……………15,000円																	
		※旧長期損害保険契約とは、平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等で、保険期間が10年以上で満期返戻金があるものをいいます。 ※一つの損害保険契約が(1)と(2)の両方の契約区分に該当する場合は、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。																							
		寄附金控除		平成21年度分から、これまでの「所得控除方式」から、直接税額から控除する「税額控除方式」に変更されました。 【詳しくは 3 計算方法 ④税額控除をご覧ください。】						特定の寄附を行った場合 (「特定寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額×40％」とのいずれか少ない方の金額)-2千円															
				障害者控除		本人、控除対象配偶者又は扶養親族が該当するとき 障がい者一人につき 26万円(特別障害者 30万円)				本人、控除対象配偶者又は扶養親族が該当するとき 障がい者一人につき 27万円(特別障害者 40万円)															
						同居特別障害加算 23万円加算				35万円加算															
		寡婦控除／ひとり親控除		本人が該当するとき 26万円／30万円						本人が該当するとき 27万円／35万円															
				勤労学生控除		本人が該当するとき 26万円				本人が該当するとき 27万円															
		配偶者控除		配偶者の合計所得金額		市民税・県民税						所得税													
						納税義務者の合計所得金額						納税義務者の合計所得金額													
						900万円以下		900万円超～950万円以下		950万円超～1,000万円以下		900万円以下		900万円超～950万円以下		950万円超～1,000万円以下									
48万円以下				控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者										
				33万円		38万円		22万円		26万円		11万円		13万円		38万円		48万円		26万円		32万円		13万円	
・「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち70歳以上(昭和26年1月1日以前生まれ)の方をいいます。 ・納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えた場合は、配偶者控除の適用はありません。ただし、「同一生計配偶者」として納税義務者の扶養の人数に含まれます。																									
配偶者特別控除				配偶者の合計所得金額		市民税・県民税						所得税													
						納税義務者の合計所得金額						納税義務者の合計所得金額													
						900万円以下		900万円超～950万円以下		950万円超～1,000万円以下		900万円以下		900万円超～950万円以下		950万円超～1,000万円以下									
				48万円超～95万円以下		33万円		22万円		11万円		38万円		26万円		13万円									
				95万円超～100万円以下		33万円		22万円		11万円		36万円		24万円		12万円									
				100万円超～105万円以下		31万円		21万円		11万円		31万円		21万円		11万円									
		105万円超～110万円以下		26万円		18万円		9万円		26万円		18万円		9万円											
		110万円超～115万円以下		21万円		14万円		7万円		21万円		14万円		7万円											
		115万円超～120万円以下		16万円		11万円		6万円		16万円		11万円		6万円											
		120万円超～125万円以下		11万円		8万円		4万円		11万円		8万円		4万円											
		125万円超～130万円以下		6万円		4万円		2万円		6万円		4万円		2万円											
		130万円超～133万円以下		3万円		2万円		1万円		3万円		2万円		1万円											
扶養控除		・納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えた場合、控除を受けることはできません。 ・配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、配偶者控除の対象者となり、配偶者特別控除の適用はありません。																							
		一般扶養親族一人につき…33万円 特定扶養親族一人につき…45万円 老人扶養親族一人につき…38万円 同居老親等一人につき…45万円						一般扶養親族一人につき…38万円 特定扶養親族一人につき…63万円 老人扶養親族一人につき…48万円 同居老親等一人につき…58万円																	
		・「一般扶養親族」とは、扶養親族のうち16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満(昭和26年1月2日～平成10年1月1日生まれ、及び、平成14年1月2日～平成17年1月1日生まれ)の人をいいます。 ・「特定扶養親族」とは、扶養親族のうち19歳以上23歳未満(平成10年1月2日生まれ～平成14年1月1日生まれ)の人をいいます。 ・「老人扶養親族」とは、扶養親族のうち70歳以上(昭和26年1月1日以前生まれ)の人をいいます。 ・「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち納税義務者やその配偶者の直系尊属で、同居を常況とする人をいいます。 ※16歳未満(平成17年1月2日以降生まれ)の扶養控除は平成24年度から廃止されました。																							
		基礎控除		合計所得金額				市民税・県民税				所得税													
				2,400万円以下				43万円				48万円													
				2,400万円超～2,450万円以下				29万円				32万円													
				2,450万円超～2,500万円以下				15万円				16万円													
				2,500万円超				0円				0円													

【別表1】調整控除(人的控除の差) ※配偶者控除・配偶者特別控除の人的控除の差の金額は納税義務者の合計所得金額に応じて変わります。

控 除 の 種 類		金 額		控 除 の 種 類		金 額	
扶 養 控 除	一 般	5 万円		障 害 者 控 除	普 通	1 万円	
	特 定	18 万円			特 別	10 万円	
	老 人	10 万円		同 居 特 別 障 害 者 加 算	12 万円		
	同 居 老 親	13 万円		寡 婦 控 除	1 万円		
配 偶 者 控 除 (※)	一 般	5 万円	4 万円	2 万円	ひ と り 親 控 除	5 万円(母) 1 万円(父)	
	老 人	10 万円	6 万円	3 万円	勤 労 学 生 控 除	1 万円	
配 偶 者 特 別 控 除 (※)	48 万円超 95 万円以下	5 万円	4 万円	2 万円	基 礎 控 除	一 律 5 万 円	
	95 万円超 100 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円			